

戦時下保育研究運動における保育記録分析 ——「保育問題研究会」第三部会による「喧嘩」研究を中心として——

浅野 俊和*

Practice Record Analysis in the Childcare Research Movement in the Late 1930s: Focusing on the Research of Young Children's Quarrels by the "Hoiku Mondai Kenkyu-kai"

ASANO Toshikazu

要 約

本稿は、「保育問題研究会」第三部会による「喧嘩」研究へと着目し、戦時下保育研究運動が保育記録の分析という手法を導入することにより、実践研究の意義について問うた過程を追ひ、1930年代後半における保育研究の成果を検討するものである。その歴史的成果については、次の3点を指摘することができる。第1に、「社会的訓練」を行う上で対処すべき日常的かつ重要な事柄の1つとして、「喧嘩」を取りあげていた点である。第2に、欧米における児童心理学の研究成果から学ぶ一方、観察や保育記録分析などの実証的・科学的な手法に基づいて、「喧嘩」に関する実態調査や事例研究を行い、その対応のあり方を探っていた点である。第3に、保姆と保護者・研究者の間や保姆同士で日常の保育に関する課題及び成果を共有し、保育内容を向上したり、保育の社会化・科学化をめざしたりするための手がかりとして、保姆自身が取る「保育記録」に注目していた点である。

キーワード：「保育問題研究会」第三部会、三木安正、城戸幡太郎、喧嘩、保育記録

はじめに

「保育問題研究会」（以下、「保問研」と略記する）は、1936（昭和11）年6月、東京府下の保育施設に実施した調査を契機とし、研究者と幼稚園・託児所の保姆らが月1回の例会を開くことになり、同年10月20日に第1回例会が行われる形で結成された。その活動は、会長の城戸幡太郎や山下俊郎、三木安正らチューターによる指導のもと、保姆との共同研究が6つ（後に7つ）の部会によって進められ、そこからいくつかの注目すべき成果も生み出されている。

全6部会の内で、「困ツタ子供ノ問題」を研究テーマに掲げていたのが第三部会である¹⁾。同部会の活

動は、他よりもいち早く開始されており、1937（昭和12）年4月22日、東京帝国大学医学部附属脳研究室において行われた第1回の会合では、「研究方針の協議会を開き、その大綱を決定し、尚幼稚園・託児所に於ける問題児の調査に関し討論した」とされる²⁾。そして、その後、調査を6月以降の休暇中に実施し、10月26日の部会で三木安正による研究発表「幼稚園託児所^(ママ)に於て取扱ひに困る子供の調査報告」を行った後、第三部会は調査結果を踏まえた個別ケースの研究へと移っていく³⁾。そうした初期の活動を築くものとなったのが、「第二次の研究課題『喧嘩に就て』」である⁴⁾。その課題に対して同部会が取った手法は、保姆が記した保育記録（実践記録）の分析であり、それは後に会全体へと広がっていった。

* 中部大学現代教育学部幼児教育学科

本稿では、以下、そうした「保問研」第三部会による「喧嘩」研究へと着目し、戦時下保育研究運動が保育記録の分析という手法を導入することにより、実践研究の意義について問うた過程を追う。そして、それを踏まえ、1930年代後半における保育研究の成果を検討してみたい。

I. 第三部会による「喧嘩」研究への着手

「保問研」では、城戸幡太郎による指導のもと、「自由遊び」についての調査を行い(実施時期不明)、1937年2月、その結果を論稿の形で発表していた⁵⁾。そこでは、「喧嘩の起つた場合の処置」を含む「指導に関する意見」(自由記述)も尋ねており、回答を第六部会の名で機関誌『保育問題研究』に3回にわたって報告をしている⁶⁾。「喧嘩の処置」についての回答は、詳細な意見などが幼稚園と託児所の双方から寄せられており、その問題に対する関心の高さを窺い知ることができる。

また、保姆の中林孝子は、機関誌の創刊号に掲載された実践報告「幼児の喧嘩の取扱ひ方に就て」で、「子供達は喧嘩をすることが逆縁となつて、だんだん社会性に目覚めて行くのではないでせうか」、「喧嘩はよくないからと諦めさせるよりもお互ひに心持が解け合つて、本音を吐き合つて仲よしになる方が嬉しいし、子供達はそこから生活を覚えるだらうし、またその方が倫理価値が高いのではないでせうか」と述べ、「困つた子供の問題」の1つである「喧嘩」も「社会的訓練」の重要な契機になり得ることを記している⁷⁾。第三部会では、そうした中林の主張や先の調査で寄せられた意見などを踏まえながら、新たな研究課題として「子供の喧嘩の研究に就て」の方針案が検討され、次のような形でまとめられた⁸⁾。

子供の喧嘩の研究に就て

保育問題研究会第三部会

さきに第三部会では幼稚園託児所に於て取扱に困る子供の調査を行ひ、この程やうやく一応之をまとめ、近き将来にはその報告を会員の皆様のお手許に差上げられる運びになりましたが、各部会がそれぞれ具体的な問題の研究に入るのならひ、第三部会でも先づ子供の喧嘩を取上げ、之を宿題として何ヶ月かの継続的研究に入らうと思ひます。然し、従来とつて来た会の方針(第一号参照)

は勿論変りないわけですから色々の問題についての講話報告は之と並行して進めて行くわけです。又研究の基礎的な材料を提供するための子供の観察日誌の作成には近く委員のやうなものを設けて準備を進めることになりませう。

さて一口に子供の喧嘩と云つても恐らく色々な研究題目がその内に潜んでゐると思ひます。例へば前号に載せられた中林さんの「幼児の喧嘩の取扱ひ方に就て」を読んで見ましても喧嘩の始まる動機とか原因、喧嘩のやり方の個人的な相異、即ち謂はば喧嘩にあらわれる個性の問題、更に保育上直接の問題たる他の子供に及ぼす喧嘩の影響、喧嘩の仲裁の仕方等がありませう。処で今仮りに四つの問題を並べて見、且後の二つを保育上直接の問題といふ冠詞をつけましたが、これは無論本来の意味ではなく、恐らく多数の幼児の世話に忙殺されて居る保姆にとつては、さうなるのではないかと考へるのであります。

然し乍ら既に私達は、問題の科学的研究を志してゐるものであり、その多忙な保姆単独には成しとげられない研究のために、多くの保姆と、学的立場から之に参加せんとする方々との協力をもつてゐるのであります。従つて私共は喧嘩の問題についても決して目先きのものにとられずもつと根本的に立入つて会員の分担と協力により全体的に研究し得ると思ひます。処で先きにあげた四つの項目の一つ一つにもそれぞれ色々な研究題目が出てくるわけですが、更に喧嘩をしやすい子供ならば当然喧嘩に入ると考へる様な動機があつても、喧嘩に入らない子供は一体どういふ風にその動機を解消してしまふのか、之を単におとなしい子供だからといつてすましてゐるであらうか、又は今迄はライオンの様な凶暴性を發揮して猛り立つてゐた二人が、次の瞬間にはもう手を取り合つてゐるとすれば、その間の心の移り変りには、どういふ道順がふまれてゐるであらうか。大人はきつと之を「子供だから」と云ふであらうが、然らば何故子供はさうなのか、といった様な問題が次から次へと出てくると思ひます。そしてその研究のためには保姆は、毎日々々あきあきする位に子供の喧嘩を見せつけられてゐるのですから、先づ手近の子供を捕へて色々な形で表はれるその繰り返しの中に一つの実体の様なものをつかみ、そのつかみ得た一つの仮定をもととして、或る場合は喧嘩を起させて見たり、その際の条件に色々手を加へて見たりする事によつて「喧嘩とは何ぞや」といふ課題の解決に近づく事が出来るのであります。^(ママ)(方法に就ては部会にて協議)。そしてその後には、喧嘩を単に感傷によつて眺めるのではなく、一つの科学的な洞察をもつて見之に対処して行けるのであります。

以上喧嘩の研究についての方針の大綱を記しましたが、一方既に現はれてゐる研究結果蒐集と観察報告を集めることも、当面の問題であり、それは次々の部会に於て進めて行きたいと思ひますが、私共は一重に部員の皆様の研究精神と協力を期待する次第であります。

11月24日の部会では、まず、世話人である(1938(昭和13)年にはチューターとなる)三木安正が共同研究の開始に当たつての講義「喧嘩に関する研究

に就て」を行った。三木は、「この問題に関する従来の研究として一九三三年の『児童発達』誌に発表されたエリスハルト・グリーンの『学齢前児童の間の友達と喧嘩』及同誌三四年のヘレン・ダウエの『学齢前児童の二百の喧嘩の分析』（西山哲治氏著『子供の喧嘩』第二章に紹介せられたるもの）及本邦青木誠四郎氏の『児童社会生活の一側面に就ての観察』（児童研究所紀要十三巻）の紹介」をし、それら研究における「処理は何れも統計的のもの」である点を指摘している⁹⁾。そして、彼は、「かゝる調査的方法のみをもつてしては児童の喧嘩の心理に直接触るるものはないであらう」と述べた上で、「喧嘩を大人の判断による框の中に入れて考へず、子供の立場に立つてその過程を考へねばならないし、その為めにはその様な事態の起る場の条件を吟味しなければならない」と指摘して、「特に喧嘩早い子供についてはその子供の家庭的環境に迄立入つて行かねばならぬであらう」と問題提起をした¹⁰⁾。そのような批判的立場から、「私共の研究の方針としては、目前の問題として喧嘩を如何に処置し仲裁するかの研究により子供の喧嘩の心理をつかみ、進んで二、三の子供について連続的系統的な観察実験を行ひ、その記録をとり之を総合して研究会としての共同研究の業績を作り上げて行かねばならぬであらう」と訴え、今後については「喧嘩」の事例研究を進めることとしている¹¹⁾。

Ⅱ. 「保育記録研究委員会」による保育記録調査と記録様式・方法の提案

第三部会は、1937年11月、三木安正による講義で「喧嘩」研究へと着手したものの、12月と翌1938年1月には集まりを行ったという記録がない。その空白期間には、第三部会の有志らによって組織されていた「保育記録研究委員会」が活動を開始しており、次のような意図で保育記録の現状調査へと取り組んでいた¹²⁾。

幼稚園や託児所が単なる暇つぶしの為の機関であれば、其処にあづかつてゐる子供達がどんな家の子であるか、更にその子供はどんな性質の子であるかを知らなくても差支へないかもしれない。しかし、それにしても、少くともあづかつてゐるといふ事実に対する責任は放棄

することは出来ないであらう。況んや、幼稚園託児所が何等かの意味で教育活動に参加してゐるとすれば、その対象である処の個々の子供についての知識がなければならないし、又、教育の効果が如何に現はれたかといふ事が常に念頭にあるべき筈である。

勿論、或る保姆は、それ等のことをすべて記憶の中に、整理してゐるだらう。又或る保姆は自己の経験から案出した方式によつて記録してゐるであらう。しかし、望ましいことは、すべての保姆が自己に与へられた責任を客観的に記録して置くことだ。

〔中略〕

かくて、記録を作るといふことはまづ教育上の責任であり、幼児理解の出発点であり、保育研究の基礎であると考えられるが、それが比較的等閑に附されてゐるのは、第一には保姆の仕事の過重といふことにあり、第二には、その方法の目安が立たないといふことにあらうと思はれる。果して然りとすれば、此処で吾々は従来の保育法といふものを反省すべきではないだらうか。

〔中略〕

……記録を作りたいと思つても、よい用紙や方法がない、といふならば、それは今までの保育研究の怠惰であつたといふ他はない。何も、記録を作ることが保育の第一義ではないが、教育活動に参加してゐるといふ意識さへあるならば、根本に於てさういふ心構へがなければならないので、要するに、従来の保育のやり方には本末顛倒がないとは云へないと思ふのである。〔中略〕

さて具体的に吾々はこれから何をして行つたらよいか。まづ吾々は、現状を調査し、現在用ひられてゐる方式を集め、それらの長所をとつて、なるべくよいものを作つて行かうと思ふ。……吾々は、……長所をとつて幼稚園託児所別に、幼児の家庭環境、個性、健康に関する調査票の雛型を作り、之を、実地に使用して改良を加へて行くことを考へて居り、更に、子供の個人的な保育日誌、及保姆の為めの保育プランの記録簿、或ひは家庭との連絡簿等も作つて行きたいと思つてゐる。

吾々は以上の様な仕事の為めに委員会を持つことになつたが、資料の提供、意見の提出には会員諸姉の協力を期待してゐるものである。

こうした趣旨に基づき、保育記録研究委員会では、まず現状調査を試みることになり、1937年12月中旬、東京都下の300余の幼稚園・託児所に対して問合せを行った。そして、調査結果については、保育記録研究委員会「保育記録の調査」という形で、機関誌第2巻第2・3号（1938年3月号）に掲載されている。その後、同委員会は、実施した数的調査の結果を批判的にとらえつつ、具体的な問題の検討作業へと活動を独自に進める予定であつた。しかし、それは、以後2回にわたり、第三部会の一部という形で開催されることになる。

1938年2月22日の第三部会は、大羽昇一の講義

「幼児の研究と観察の記録」とともに、研究討議事項「入園時に調査すべき項目」について意見交換がなされただけであった¹³⁾。また、続く3月9日には、前回の資料を再度提出したものの、あくまでも第三部会の場合として、それらを検討することの不適切さ、内容の不十分さ、試案を出すことの早急さについて、山下俊郎と大羽から指摘があり、城戸幡太郎による講義「社会的行動と児童の個性」へと移っている。具体的には、「(イ) 委員会の構成が確然たるものでなかつたこと、(ロ) 従つて目標が明確ならず協力を得るに充分でなかつたこと、(ハ) 便宜上第三部会での附帯的事業の様な形になつてゐたこと等」の理由とともに、「この保育記録の仕事は思へば非常に大きな仕事でもつと腰をすゑて取りかゝらねば勿論目的に達し得るものではない」との点が明らかとなり、委員会のあり方について再検討せざるを得なくなったのである¹⁴⁾。そうしたことから、委員会は、次のような方針で再出発を期すこととなった¹⁵⁾。

保育記録研究委員会の目的は保育問題研究会の研究に添ふて実験保育学の建設のために記録といふ面から参与するところにあらう。

そこでまづ幼児の保育記録を一聯のカードとして作成する為めには次の如き事項の研究が必要となつてくる。
A 家庭より幼稚園への報告、或ひは家庭訪問調査の項目の設定及び記入の形式

これに関しては環境調査、個性調査、健康調査等の集成と、それ等のうちより保育上必要なものの検討がなされねばならず、第一部会、第二部会、第三部会の協力を要する。

B 幼稚園に於ける観察の記録

この項にはまづ個性或ひは性格の観察記録が考へられるが、例へば淡路〔圓次郎〕博士の幼児性行評定尺度等の検討から進めることも出来よう〔。〕又重要なことは、幼児の社会性の発達と生活訓練として必要な事項の段階的な標準の設定を第一部会第二部会に、又それ等に関する異常性の問題を第三部会に注文すべきであり、次に健康に関しては衛生的訓練と相俟つて必要な事項を第二部会に、更に技能或ひは智能については、まづ観察と理解に関しては第四部会に、表現に関しては、談話、遊戯、唱歌、手技、図画等につきそれぞれ第五部会第六部会にそれらの機能の発達と評定方法を求めねばならない。

なほこれに関連して、知識が問題となるが、幼児の智能発達と幼稚園に於ては如何なる程度の文化材を幼児に与ふべきかは、主として第一部会の重要な課題となり、更にこれに附随して、テストが取上げられねばならない。テストは、現在にあつては、色々な点で殆ど大部分は悪用せられてゐるといつても過言ではなからうと思はれる

が、真に保育上役立つテストが考へられねばならぬであらう。

かくて記録研究は保育研究を覆ひつくすものとなるがそれぞれ陣容を整へた各部会との協力によつて、逐次収穫を得るにいたるであらう。又以上のものの他に、各部会に関する研究記録の方式、保育日誌の形式、保育成績簿、通信簿等の問題も委員会の仕事になるわけである。

しかし、これ以降、委員会が継続されたという記録は、機関誌上の記事では見られない。とはいえ、保育記録を取るものの必要性や手法の検討という課題は、第三部会による「喧嘩」とその処置に関する事例研究へと引き継がれ、実践的な検証がなされることとなる。

Ⅲ. 「喧嘩」とその処置に関する事例研究

(1) 記録蒐集方法の検討と発達心理学に関する学習

続く4月27日は、「喧嘩の記録蒐集についての協議」をテーマとして部会が開かれ、いよいよ会員自身による研究へと入るため、大羽・三木・横山ミトで立案した記録カードが提案された。そこで示されたカードについては、おそらく後に庄司豊子が個人研究(後述)で使用した記録用紙と同じものであり、「場面、キツカケ、経過、処置、反応、終結、子供の理由づけ、其の後、といふ様な順序で謄写板刷^(ママ)の記録用紙に……見たなりに記録」する形であったと考えられる¹⁶⁾。また、その研究の「方法は子供の喧嘩を保姆が見付けて、之に何等かの処置(仲裁・叱責等)をした場合、その直後にその実際を用意のメモに簡単な符号等により記録しておき、それをたよりに保育時間の終了後之をカードに出来る丈詳細に再現するやり方で、もともと喧嘩に就ての保姆の関心事はその取扱を如何にすべきかにあるのであるから、この観察記録は処置が中心となり、そしてその前後の経過が問題とされる」ものだという¹⁷⁾。さらに、「記録については喧嘩といふものを如何なる範囲で考へるか、電光石火の間に行はれる喧嘩をどう記録に残すか等を中心として種々の質疑が出で、色々な喧嘩の具体的場面が想定されて議論が行はれたが、まづ一人対一人の喧嘩からはじめて材料を集めることを申し合わせ」て、「得られた材料は每部会之を報告しその具体例に基づいて研究討論を進め

て行くことが約束された」とも記録されている¹⁸⁾。こうして、「喧嘩の研究は……保姆による材料の蒐集の他、大羽・三木両氏も観察記録を集めに出掛け、或ひは喧嘩早い特殊な子供の経過記録、或ひは喧嘩の発生時期と年齢的な相違等の調査等各方面よりの材料から、喧嘩の心理と処置の方法についてまとめた指針たり得る研究に着手する」こととなり、「次いで中林孝子氏より喧嘩の見方とそれに対する態度についてのお話」もなされて、同日は散会となった¹⁹⁾。

翌5月25日の部会では、まず、「喧嘩」の心理に関する波多野完治の講義がなされている。部会の記録によれば、「先に同氏は『子供とはどんなものか』『児童心理学』等の著書に於て喧嘩を論じ、その際は子供はその自己中心性から他人を理解しないこと、社会に順応しないこと等に重点をおいて説れて居られるが当夜は喧嘩と自我の成立過程を問題とせられて興味深いお説を伺った」という²⁰⁾。その講義内容は機関誌に論稿として掲載もされており、波多野は、そこで、「子供の喧嘩は、……自我の成立と切り離しては考へられない」と指摘し、次のように発生要因を説明している²¹⁾。

「……この年頃〔幼児期〕の子供は自我（欲望及其の遂行能力）の方はよく発達し始めて居るが、これに伴ふ社会性の方が、まだねむつたままである。彼等は他人の意志を忖度したり、他人に同情したりすることが出来ない。それよりもむしろ自分のはげしい欲望のおもむくままに振舞ふ傾向の方が強いのである。／そこで彼等は、自分では喧嘩するつもりではないのに、結果としてはよく喧嘩しなければならないことになるのである。」²²⁾

彼によれば、「喧嘩は自我の欲求と自我水準とが成立して来ること、又、この自我の欲求を充し自我水準を維持することがこの年齢になつて出来るやうになること」、「更に然しながら子供等には、他人の立場を考へることが出来ず、このために偶然による自我の衝突の機会が多くなり、又、自我のうちに、内的なものと外的なものとを区別するまでに至つて居ないので、総てを外的衝突によつて解決しようとするために喧嘩が頻繁におこると考へることが出来

るのである」という²³⁾。したがって、「喧嘩は自我の著しい成立を機縁として居るのであるから、これを単にひきとめた位では決してなくなるものである」し、「又、単に喧嘩をひきとめることは有害なことさへある」と述べ、「子供に正しい自我を発達させ、正しい主張のためには、あくまでも戦ひをつづけるやうな、しつかりした自我をつくり出してやることも又必要なのである」と、「指導」の意義も指摘している²⁴⁾。

波多野による講義後、城戸幡太郎から、「喧嘩に於ては猶、児童の欲求の性質を深くつきとめねばならぬ」といった意見が出される一方、「更に喧嘩と時局問題との関聯が話題に上つたが喧嘩の本質がつかめて居る限り、即ち処置として個人中心より社会協調への態度が明にされてゐる限り、戦争乃至平和主義との関係は何等問題にならぬとの結論に達した」ともいう²⁵⁾。そして、宿題とされていた喧嘩の観察記録の検討に移ったものの、報告者は横山と中林のみで、方法上の不備も城戸・山下・大羽・三木らから指摘されたため、次回を期すことになった。

(2) 蒐集された保育記録による事例分析

次の部会は、6月24日に行われ、まず前半に「幼稚園・託児所に於て取扱ひに困る子供の調査」（前掲）を取りあげての議論がなされた後、後半で「宿題の観察記録につき庄司豊子氏及び横山氏から報告があり、庄司氏の一例は、事実の記録は童話以上の面白味があることを感じさせられた」という²⁶⁾。三木は、そうした事例研究の意義について、「喧嘩とその処置を考へるためには喧嘩に関する諸家の研究を学ぶこと、実際の経験を集めることと、進んで組織された意企の下に実験的方法をとることの三つが必要である」と述べ、「吾々が一緒になつて研究するためには、第二第三のことが活発にならなければならない」し、「しかも第二と第三のことは実は二つのことではなく、第二のことが段々進められればやがて第三のことに入つて行くであらうし、又はじめから第三のことがなされてゐることもある」と指摘した²⁷⁾。また、記録のとり方について、「記録を集めることは単なる材料集めの為でなく、事実を見るための手段であるといふことだ、物を見る眼を養ふためだと云ふことである」との点を強調し、次の

ように指示も出している²⁸⁾。

「保姆は片手でつかめる位のメモをポケットに用意しておく。さて喧嘩が始まる。保姆はその実際をよく見なければならない。そして適当な時機を見てその処置に飛び込まねばならない〔。〕その時子供はどんな反応を示したろうか、子供はテンデに自分の正しいことを主張するだらう、それからどうして喧嘩が治まつていつたか。これらのことは数分の内に過ぎてしまつて、後は又別な遊び^(ママ)かつゝくにちがひない。そこで保姆は用意のメモをとり出して、簡単な言葉でこれを記録しておく、記号を使へば一層簡単だ。そして保育時間が終つてから、このメモをたよりに細かい処まで記憶をよび起して詳細な記録を作る。それは同時に自分のとつた処置に反省を与へることとなるのである。」²⁹⁾

なお、庄司によって取られた記録は、三木によって分析とコメントが加えられ、2つの事例が機関誌に論稿の形で紹介されている。それらの1つが、1938年5月18日の午前9時半頃（雨天）、東京市本郷区藍染町方面館託児所の遊戯室における積木遊びでの出来事をとらえたものであった。三木は、その事例について、「これは集团的の出来事であり、喧嘩の危機を巧に転換して遊びに導くことに成功してゐる」と述べ、保姆の処置を高く評価している³⁰⁾。また、事例から導き出される課題として、次のようなことも指摘した。

「……遊びを中断して会集の内容が何であつたかはここでは問はないが、この出来事の動機となつた子供の欲^{ママ}ばりにはどういふ対策をとつたらよいか、この場合女の子の方は『ママゴトしてゐるのにみんなもつて行くから』男の子の方は『沢山持つてゐるから借りるのだといふのに貸してくれぬから』とそれぞれ理由をもつてゐるわけである。それが奪ひ合ふよりも一緒に遊んだ方が面白いといふ体験をした後だから会集の時に今の出来事についてのお話をしてそれからそれに関連して遊戯などに導いたらとも思はれる。又その様な時には別に改つた会集など不要だと考へる人もあら

う。」³¹⁾

一方、横山ミトの記録に関しても、機会を改め、「或る講習生の報告」とともに機関誌へと掲載されている。その記録では「戦争ゴツコ」における喧嘩の指導が取りあげられ、三木は、「この争ひには、それ以前に幼児間の勢力争ひが予想される、グループのリーダーとなつてゐる要領のよいツネヲと、一本調子で興奮性で兼ねがねツネヲに対してよからず思つてゐるモトヲとの対立がこの様な場面で爆発したのである」と述べ、「幼児の社会的訓練への保姆の意企は充分認められるとしても尠くともこの場合は一つの失敗として記録せられねばならぬであらう」と評価した³²⁾。そして、問題点と検討課題について、彼は、次のように指摘する。

「この出来事に対して吾々は二つの問題を考へる、一つは保育上リーダー^(ママ)を作ることの可否である。勿論、リーダー的性質をもつ子供は常にリーダー的であり、幼児の集団に於て、或るグループが出来〔、〕リーダーが之を支配することは自然的に発生するであらうが、それを助長するかしないかは保育技術に属する。私は余りにも固定したグループ及びリーダーを作りひいては集团的対立を作ることに賛成出来ない。第二は戦争ゴツコの仕方であるが、これはその性質上必然的にリーダーを形成しやすい。而してこの場合の様に、分化した役割を作り、命令系統を統一せしめることは幼児にとつてはまだ充分その域に達し得ぬのではなからうか、相当のリーダーシップを発揮せしめることは有効なことであらうが、余り複雑なことにリーダーシップを要求することは、当然特定のリーダーを固定せしめることにならう。かゝる場合には寧ろ保姆が遊びをリードし、交互に全体の幼児にリーダーシップをとらせる必要を感じる。それはこの頃に成長する幼児の自我への工作である。」³³⁾

7月13日の部会では、城戸により、再び欧米の研究動向を紹介する講義「就学前児童の闘争（文献鈔録）」がなされ、託児所における幼児の「闘争的行動」を詳細に観察・考察した研究論文（A. T. Jersild & F.

V. Markey; Conflicts between preschool children (Child Development Monographs No. 21, 1936)) が紹介された³⁴⁾。三木は、それについて、「この研究は吾々の喧嘩の問題に色々な示唆を与へるものであるが、由来この種の研究はアメリカに多くの労作が見られるが、所謂心理学的のもので、処置の方法に関しては直接触るる所が少い」し、「吾々の研究の方向としては、かゝる組織的な且つ大量的な仕事は直ちに望むべくもないのであるから、かゝる知識の上に立つて、個々の場合に当つての処置を、細く長く、且つ深く、検討して行くところにその途が見出されると思はれる」と記し、部会における共同研究の今後の方向性を改めて確認している³⁵⁾。そして、同日には、山村きよから喧嘩の観察記録の提出、庄司からは困難児に関する報告もなされた。

続いての部会は10月31日に開催され、「取扱いに困る子供の研究」に関して三木が文献紹介をする一方、「喧嘩の記録とその検討（部員提出）」も行われたという³⁶⁾。後者の記録の提出者は不明であるものの、同月付のものとして、庄司と垣内京子による乳児室の記録が三木の論稿の中で紹介されていることから、それらが検討されたのだと推測される。三木は、この2つの記録に対するコメントとして、「幼児に於ける争ひは……物を中心としたものが一番多いことは今までの研究者の見出した結果と一致するところであるが、波多野氏の云はれる如く……喧嘩は自我の成立と密接な関係をもち、又自我の成立期は社会的訓練の最も大切な時期であれば、上記の二例から逆に幼児の教育に於ての物の利用、言ひかへれば教具遊具の問題が非常に重要なことがらであることが考へられ単にその場限りの喧嘩の処置ではすまされなくなるのである」と述べている³⁷⁾。それについては、城戸も、次のように同様の指摘をしていた。

「……子供の生活はつねに遊びであると同時に喧嘩である。子供にとっては喧嘩も一つの遊びであるが、これをほんとうの喧嘩にしないで、楽しい遊戯に導いてやるのが、競争遊戯の指導である。子供が喧嘩をするのは、子供の利己主義からくる場合が多い。そして喧嘩の種となるのは子供の所有欲や独占欲をそゝる玩具や遊具である場合が多いのである。」³⁸⁾

彼は、前述したように、保育問題研究会「自由遊びについての調査」という論稿をまとめており、その調査事項の1つとして、「遊具と玩具」の利用状況を取りあげ、室内外や男女別、「喧嘩」の頻度などに区分して統計的な分析を加えている。そこでは、「遊具が喧嘩を誘発する条件となるには児童数に対する遊具の数量が問題となることは勿論であり、一般に喧嘩の原因となるものは最も多く用ゐられるものの備品数が少い場合であり、それは数字を以て示す必要もあるまい」としながらも、とりわけ「室外遊具は室内遊具に比して男女共に喧嘩を誘発せしめる条件となり易い」点が「統計の結果数量的に明かにされたことは興味あることで、これは自由遊びを指導する上にも大に参考となる」と指摘をしていた³⁹⁾。

いずれにしても、「喧嘩」が発生する要因の1つは「遊具」であり、そうした物的な環境をどのように「社会的訓練」へ生かしていくべきなのかという、三木の問題提起は、単なる「喧嘩」の処置を超え、日常的な「生活指導」の重要性を改めて示唆するものとなった。遊具などの保育条件を踏まえながら、「喧嘩」を楽しい遊びに導いてやるための保姆による関わり方が、事例の収集・検討・分析を通して、より一層深められていかねばならなかったのである。

ところが、このように少しずつ研究が進みはじめた「喧嘩」の問題も、愛育研究所設立準備などの事情から部会の開催が途絶えてしまい、残念ながら継続的な検討がなされてはいかなかった。それゆえ、当初企図していた「喧嘩の心理と処置の方法についてまとめた指針たり得る研究」を行い、第三部会として系統立った成果を示すまでには至っていない。三木も、著書『私の幼児教育論』(フレーベル館、1973年)で、「数人の保母さん^(ママ)と共に相当数のけんかの観察記録を集め、ケーススタディをした」し、「それらのものは、中間的なまとめはしたが、戦時中のため集大成するに至らなかったことは残念なことであった」と記して、かつて機関誌に投稿した「喧嘩とその処置(全3回)」をそのまま収録している⁴⁰⁾。

IV. 庄司豊子による事例研究の継続

第三部会場で何度か報告をした庄司豊子は、部

会停滞後も「喧嘩とその処置」の記録を独自に取り続けており、「保問研」唯一となる年報『国民保育のために』（帝国教育会出版部、1942年）に個人論文「保育所に於ける幼児の喧嘩について」を投稿した。庄司は、「昭和十三年五月より昭和十六年八月迄に記録した六十ケースの喧嘩」の原因を4つのグループに分類し、「所有権を犯された場合の喧嘩が目立つて多く、反社会行動、身体的危害が之につき身体行動の妨害が最も少ない」と述べ、性別・年齢別では男児及び4歳児から5歳児までが多くなる傾向を指摘している⁴¹⁾。また、「処置」の方法についても、「(一)、子供等同志^(ママ)で処置されるもの、(二)、他の子供の干渉により処置されるもの、(三)、保姆の仲裁により処置されるもの、と大体三つの場合に分けられるが、大部分は子供達同志^(ママ)や、他の子供の干渉により処置されてゐるとは断じ得ないが、子供達で処置がつき相な喧嘩は出来るだけ干渉しないで見てゐることにしてゐる」とし、「主として私が仲裁し処置する場合は、(一)^(ママ)身体に危害を受け相な場合、又は受けた場合の喧嘩、(二)、集団的に敵味方に分かれ、中々おさまり相もない場合の喧嘩、(三)、満三歳未満の幼児で玩具を分け合ふ事や、譲り合ふ事や、自分のもの他人のものの区別の出来ない子供達の場合である」と、自らの集めた事例や経験をもとに分析する⁴²⁾。そして、「原因」を踏まえた上で「子供の年齢に応じて理解させ解決してやる」ためには、「必ず周囲の子供達の雰囲気（遊び仲間の性質や遊びの性質）、子供の性質、精神発達を一応考えてやるべきだ」として、次のような具体的指導法を示している⁴³⁾。

「例へば物の奪ひ合ひも、満三歳未満の幼児の場合は、別の物を与へて、争ひの雰囲気から別の遊びにうつし、気分がなごやかになつた時、一つのものでみんなで遊べる事を経験させる。そして分け合ふ、譲り合ふ事を体験させる。年長幼児の場合は規則を用ひて順番、分け合ふ、譲り合ふ事をさせる。其の時、ちゃんけん等は相当効果がある。又子供等より理由を聞いて、原因を説明し、子供と一緒に解決する、又仲々仲良くなれない子供や、沈黙して反抗する子供の場合は、気分を転換させてお互がなごやかになつた時、子供等と一

緒に語り合ふとか、保姆が説明するとかの方法をとる。身体的危害、妨害や反社会的行動に原因する喧嘩は主として後の方を用ひる。そして謝る、許す、と云ふ事を経験させる。」⁴⁴⁾

庄司は、「幼児の喧嘩を注意して見たことから、私は幾つかの示唆を得た」として、まず「子供を保育するには、子供の性格を知ることが大切であり、又子供達の行動を判断するには、目の前で起つてゐること丈ではなく、前後の事情、周囲の事情を考へねばならぬといふこと」、「従つて又子供達の家庭の事情をも弁へてゐることが必要である」点を強調する⁴⁵⁾。また、「子供達と集団、即組^(ママ)の作り方」について、自らが勤めた2つの託児所での事例を比較した結果から、「お仕事（手技）等の点から考へれば年齢別の方が実際の、と思ふし、その他にも年齢別の必要があるだらうが、喧嘩を通して考へると、社会的訓練の上から年少児も年長児も一緒に保育する方がいろいろの点で効果があるのではないかと考へられる」し、「理想的な案かもしれないが、年齢別と地域別の二ツに分けられて居たらと考へられる」とも提案した⁴⁶⁾。

そうした庄司の研究では、集団生活を豊かにするための「社会的訓練」として押さえられるべき原則が、それを指導する保姆の側の視点からの確にまとめられている。城戸幡太郎は、「子供達が、互に……要求を満足させようとすれば、当然そこには喧嘩が起り」得るのであつて、「喧嘩のもととなるのは、約束を破つてずるいことをしたり、意地の悪いことをするからで、これを楽しき遊びとして指導し、協同の精神を養つて行く」関わりは欠かせないと指摘していた⁴⁷⁾。城戸が主張した「協同の精神」という指導原理に基づき、「子供の生活要求を満足せしむる」ための具体的な手立てとして、社会的関係の中で子どもをとらえること、保姆による仲立ちでお互いの要求へと目を向けていくこと、集団生活の単位である組やグループを積極的に生かすことなどが、庄司の事例研究の中でも提起されていた点は注目してよい⁴⁸⁾。

おわりに

以上、本稿では、「保問研」第三部会による「喧嘩」研究へと着目し、保育記録の分析という手法を導入することにより、実践研究の意義について問うた過程を追ってみた。最後に、それを踏まえ、1930年代後半における保育研究の成果として、次の3点を指摘することで、全体のまとめを行いたい。

第1に、「社会的訓練」を行う上で対処すべき日常のかつ重要な事柄の1つとして、「喧嘩」を取りあげていた点である。その当時、「喧嘩」については、新井道太郎『子供のいたづらと喧嘩の研究』（良明堂書店、1913年）や加藤末吉『兄弟喧嘩を少くする工夫・叱り方ほめ方（我が子の躾方叢書・第2編）』（実業之日本社、1921年）、西山哲治『子供の喧嘩』（モナス、1936年）といった著作があるだけで、学術論文も欧米と比べてあまり見られない状態であり、保育方法上の課題としてとらえられてはいなかった。例えば、「社会性」の育ちを子ども同士の「相互的交渉」に見る倉橋惣三は、「喧嘩」について、「お互が自己を一ぱいに出して、力一ぱいの接触をする」関係に「初めて真の生活がある」とし、「此の真生活は、幼児の最も求むるところであり、此の対立相互の間にこそ、自我の健全な発達も出来、社会性の練磨も与へられるのであつて、若し、此の生活経験をもたないで幼児期を経過するならば、非常の不幸といはなければならぬ」と述べるものの、その指導に関しては、次のように極めて消極的である⁴⁹⁾。

「此の対立的相互交渉は、心理的には、自我が抵抗を楽しみ、其の抵抗に対して自己を試みる機会となしてゐるのであるから、喧嘩の形になつてあらはれることも自然である。友達同志^(ママ)の喧嘩は大人の喧嘩とは違つて、大して深い理由もなく、また格別込み入つた感情も伴はず、一種のあそび——最も真剣なあそびの様な性質のものであることが多い。つまり相互のぶつかり合ひを端的に経験しようとするだけのことである。必ずしも進んで奨励すべきではないが、一々余り気にしないでいゝことであるばかりか、自我性、社会性の一つの訓練的効果をもつものとして、實際上の怪我

などのない限り、放任しておいてよいものである。」⁵⁰⁾

倉橋に限らず、保育関係者の多くは、「喧嘩」を日常的には問題視しながらも、経験的な見方や情緒的・道徳的な対応に基づく扱いをしがちであった。その意味で、「喧嘩」発生の過程などを実証的・科学的な研究手法に基づいてとらえなおし、子どもの「社会的訓練」に生かそうとした第三部会の実践研究は、極めて先駆的なものであったと言えるであろう。

第2に、欧米における児童心理学の研究成果から学ぶ一方、観察や保育記録分析などの実証的・科学的な手法に基づいて、「喧嘩」に関する実態調査や事例研究を行い、その対応のあり方を探っていた点である。「保問研」第三部会では、三木安正と保姆が協力して「喧嘩」に関する事例分析を行い、集団生活を豊かにするための「社会的訓練」の指導方法について検討していた。それは、部会内では十分にまとまった成果を生み出し得なかったものの、保姆の庄司豊子によって記録の収集・分析は続けられ、前述した個人研究「保育所に於ける幼児の喧嘩について」がまとめられることともなる。

城戸幡太郎によれば、「研究会の第一の仕事は、問題解決の理論基礎となる資料の蒐集であるが、資料はその時々^(ママ)の思ひつきで蒐集したのでは価値がなく、問題の所在を明かに意識して直接問題解決に必要な資料を計画的に遺漏なく蒐集することが肝要である」し、「保育の行詰りと困惑とを来した条件を保育の実際のうちに発見する方法」として、そこに「実証的方法」の意義が認められるのだという⁵¹⁾。そして、「保育の実際問題は勝手に選定されるものではなく、保育の実際から提出されるもので、実際に保育して見て、自分の方法に行詰りと困惑とを感じた場合に、初めてその解決法が要求されるものである」こと、言わば「保育の問題は保姆によつて発見されるもので、解決を要する問題の所在が明かなれば、それを解決するために妥当な方法が研究されねばならぬ」ことが肝要だとする⁵²⁾。

こうした実証的・科学的な手法に基づく保育研究は、倉橋惣三らの「児童中心主義」的な保育思想に加えて、戦時下の保育界を風靡していた精神主義や

鍊成主義の保育理論にも抗するものであり、日常的な保育実践という狭い範囲に限定して、観念的な側面から保育問題の解決を図るのではなく、あくまでも実態に即しながら、保育内容や指導方法の改善・向上について具体的な形で提言し得る内容を持っていた。その研究姿勢は第三部会にも貫かれており、前述したような研究成果を生み出すことにもつながったのだと評価できる。

第3に、保姆と保護者・研究者の間や保姆同士で日常の保育に関する課題及び成果を共有し、保育内容を向上したり、保育の社会化・科学化をめざしたりするための手がかりとして、保姆自身が取る「保育記録」に注目していた点である。「保間研」第三部会とその主要メンバーが参加した「保育記録研究委員会」の活動においては、前述したように、幼稚園・託児所における保育記録の現状調査へと取り組んで実態を把握する一方、入園時調査や記録用紙の試案づくりも行い、第三部会による「喧嘩」や「取扱ひに困る子供」の事例研究では、とりわけ記録を取るという研究手法が駆使された。

当時は、保育記録研究委員会によれば、「記録を作るといふことはまづ教育上の責任であり、幼児理解の出発点であり、保育研究の基礎であると考へられ」ながらも、「保姆の仕事の過重といふこと」や「その方法の目安が立たないといふこと」などによって、「それが比較的等閑に附されてゐる」状況が見られたという⁵³⁾。そうした現状に対し、城戸幡太郎も、「保姆が取扱つた保育の実例について、それが問題となる条件を明かにするために行ふ調査」として「事例研究」の重要性を説き、その資料として記録が有効な手がかりになり得ることを指摘した⁵⁴⁾。城戸は、次のように述べ、現状を厳しく批判する。

「……保姆は日常保育の経験を正確に記録し、それに就ての自分の感想を記入しておくことが必要である。保姆の観察記録或は保育日誌は研究資料として極めて重要なものであるが、これを求めることは極めて困難な事情にある。けだしそれは保育の仕事に追はれ、記録を作るだけの余裕がないためであらうが、それを容易にするには、観察記録の記入様式を定めておけばよい。」⁵⁵⁾

また、『保育問題研究』誌では、創刊時より、そのような城戸らによる主張へと呼応し、「保育問題研究会生誕の精神から、希望する原稿」として、「単なる思ひつきや随想を避け、どんな小さな問題でも、研究的態度でとりあげたもの」や「発見した問題に、かういふ処置をとつたら、このやうな成功又は失敗をした、といふ忠実な記録」などをあげている⁵⁶⁾。「保間研」は、こうした「保育記録」重視の姿勢に立ち、とりわけ第三部会による事例研究を通じて、まず「何を、どのように記録すべきか、を研究課題」として位置づけ、「研究のための記録の工夫」や様式の試案づくりへと意識的に取り組んだ⁵⁷⁾。その研究活動の成果は、残念ながら十分なまとめがなされず、体系化・理論化されたとは言い難いものの、「保育記録」に基づく保育研究の意義を示した点は注目されてよいであろう。

注

- 1) 「保育問題研究会会則」(『保育問題研究』保育問題研究会、第1巻第1号、1937年10月、裏表紙裏)。なお、「保育問題研究会」第三部会へと触れている先行研究には、松本園子『昭和戦中期の保育問題研究会——保育者と研究者の共同の軌跡(1936-1943)』(新読書社、2003年)、同「昭和戦中期の保育問題研究会の活動(4)——困った子どもの問題」(『幼児の教育』日本幼稚園協会、第103巻第10号、2004年10月)、河合隆平・高橋智「戦前保育科学と困難児保育論の形成——戦前保育問題研究会第三部会の困難児保育実践研究を中心に」(『東京学芸大学紀要(第1部門・教育科学)』第53号、2002年3月)、同「戦前保育科学と保育困難児問題——城戸幡太郎と三木安正の困難児保育構想を中心に」(『学校教育学研究論集』東京学芸大学、第6号、2002年11月)、同「戦間期日本における保育要求の大衆化と国民的保育運動の成立——保育要求のなかの保育困難児問題を中心に」(『東京学芸大学紀要(第1部門・教育科学)』第55号、2004年2月)、同「戦前における三木安正の国民保育論と困難児・障害児保育実践論」(『発達障害研究』日本発達障害学会、第27巻第3号、2005年9月)、小川英彦「戦前の障害児保育と三木安正」(『愛知教育大学幼児教育研究』第13号、2007年)、同「戦前における障害児保育に関する研究——保育問題研究会機関誌『保育問題研究』の記述を整理して」(『愛知教育大学幼児教育研究』第14号、2009年)、河合隆平『総力戦体制と障害児保育論の形

- 成——日本障害児保育史研究序説』（緑蔭書房、2012年）などがあるけれど、保育記録による「喧嘩」研究への言及は乏しい。
- 2) 〔無署名〕「保育問題研究会は何をして来たか」（『保育問題研究』第1巻第1号、p. 6）。
- 3) 〔無署名〕「十月の研究会報告／第三部会」（『保育問題研究』第1巻第2号、1937年11月、p. 23）。
- 4) 同上。
- 5) 保育問題研究会「自由遊びについての調査」（『教育』岩波書店、第5巻第2号、1937年2月、後に、加筆・修正され、城戸幡太郎『幼児教育論』（賢文館、1939年）へと収録）。
- 6) 保育問題研究会第六部会「『自由遊び』についての調査（一）」（『保育問題研究』第1巻第1号）、同「『自由遊び』についての調査（二）」（同前、第1巻第2号）、同「『自由遊び』についての調査（三）」（同前、第2巻第2・3号、1938年3月）。
- 7) 中林孝子「幼児の喧嘩の取扱ひ方に就て」（『保育問題研究』第1巻第1号、p. 16）。
- 8) 保育問題研究会第三部会「子供の喧嘩の研究に就て」（『保育問題研究』第1巻第2号、pp. 21-22）。
- 9) 〔無署名〕「研究会報告／第三部会」（『保育問題研究』第2巻第1号、1938年1月、p. 24）。
- 10) 同上。
- 11) 同上。
- 12) 保育記録研究委員会「保育の記録作成について」（『保育問題研究』第2巻第1号、pp. 26-27）。
- 13) 横山ミト・三木安正「研究会報告／第三部会」（『保育問題研究』第2巻第4号、1938年4月、p. 24）。
- 14) 保育記録研究委員会（三木安正）「保育記録研究委員会の経過と再出発」（『保育問題研究』第2巻第4号、p. 21）。
- 15) 同上、p. 22（太字原文、〔……〕内引用者、以下同様）。
- 16) 庄司豊子「保育所に於ける幼児の喧嘩について」（保育問題研究会編『国民保育のために』帝国教育会出版部、1942年、p. 302）。
- 17) 三木安正「研究会報告／第三部会」（『保育問題研究』第2巻第5号、1938年5月、pp. 18-19）。
- 18) 同上、p. 19。
- 19) 同上。
- 20) 横山ミト「研究会報告／第三部会」（『保育問題研究』第2巻第6号、1938年6月、p. 22）。
- 21) 波多野完治「子供の喧嘩と自我の成立」（『保育問題研究』第2巻第6号、p. 17）。
- 22) 同上。
- 23) 同上、p. 18。
- 24) 同上。
- 25) 横山「研究会報告／第三部会」（『保育問題研究』第2巻第6号、p. 22）。
- 26) 三木安正「研究会報告／第三部会」（『保育問題研究』第2巻第8号、1938年8月、p. 28）。
- 27) 三木安正「喧嘩とその処置（一）」（『保育問題研究』第2巻第8号、p. 25）。
- 28) 同上。
- 29) 同上。
- 30) 同上、p. 27。
- 31) 同上（傍点原文、以下同様）。
- 32) 三木安正「喧嘩とその処置（二）」（『保育問題研究』第2巻第10号、1938年10月、p. 14）。
- 33) 同上。
- 34) 三木安正「研究会報告／第三部会」（『保育問題研究』第2巻第9号、1938年9月、p. 28）。
- 35) 同上。
- 36) 〔無署名〕「研究会報告／第三部会」（『保育問題研究』第2巻第12号、1938年12月、p. 26）。
- 37) 三木安正「喧嘩とその処置（三）」（『保育問題研究』第3巻第1号、1939年1月、p. 12）。
- 38) 城戸『幼児教育論』（前掲、p. 175）。
- 39) 保育問題研究会「自由遊びについての調査」（前掲、p. 54）。
- 40) 三木安正『私の幼児教育論』フレーベル館、1973年、p. 12。
- 41) 庄司「保育所に於ける幼児の喧嘩について」（前掲、pp. 304-305）。
- 42) 同上、pp. 310-311。
- 43) 同上、p. 311。
- 44) 同上、pp. 311-312。
- 45) 同上、p. 324。
- 46) 同上、pp. 324-325。
- 47) 城戸幡太郎「我等は何をなすべきか」（『保育問題研究』第1巻第1号、p. 3、後に、加筆・修正され、城戸『幼児教育論』（前掲）へと収録）。
- 48) 同上。
- 49) 倉橋惣三「幼児の心理と教育（三）」（日本両親再教育協会編『子供研究講座（第3巻）』先進社、1928年、pp. 140-141）。
- 50) 同上、p. 141。
- 51) 城戸幡太郎「幼児教育の研究法」（『保育問題研究』第2巻第1号、pp. 2-3、後に、「保育問題の解決法」と改題の上、加筆・修正され、城戸『幼児教育論』（前掲）

へと収録)。

52) 同上、p. 2。

53) 保育記録研究委員会「保育の記録作成について」(前掲、p. 26)。

54) 城戸「幼児教育の研究法」(前掲、p. 3)。

55) 同上。

56) 〔無署名〕「原稿募集」(『保育問題研究』第1巻第1号、p. 21)。

57) 松本『昭和戦中期の保育問題研究会』(前掲、p. 319)。

※ 本稿は、「令和6年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金(基盤研(C)))」(タイトル:「『不適切養育』の社会史:〈貫戦期〉における法制度と都市民衆の養育規範の歴史的位相」、課題番号:24K05824)による研究成果の一部である。

受付日 2024年3月15日

受理日 2024年5月17日

Abstract

This paper examines the achievements of childcare research in the late 1930s, focusing on the practice studies of young children's quarrels conducted by the third subcommittee of the "Hoiku Mondai Kenkyu-kai (Society for the study of childcare problems)" and following the process by which the wartime childcare research movement questioned the significance of practical research by introducing the method of analyzing childcare records. The following three points can be pointed out regarding the historical results. First, quarrels were taken up as one of the everyday and important issues to be dealt with in "social training". Second, while learning from the results of research in child psychology in Europe and the U.S., the member of study group conducted surveys and case studies on quarrels based on empirical and scientific methods, such as observation and analysis of childcare records, to explore how to deal with this issue. Third, in order to improve the content of childcare and to socialize and scientificize childcare, they focused on the childcare records that nursery teachers themselves take as clues for sharing issues and results related to daily childcare between caregivers, parents, and researchers, as well as among them.

Keywords: "Hoiku Mondai Kenkyu-kai," Yasumasa Miki, Mantaro Kido, Quarrel, Practice Record